

中建審第1号  
令和4年3月14日

公共発注者の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

### 公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、契約手続の電子化への対応のため、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の改正内容につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

#### 記

##### ○施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

##### ○改正内容について

受注者が、契約の保証として履行保証保険契約を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保険証券を寄託したものとみなすこととした。

また、受注者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合（当該保証契約を変更する場合を含む。）についても同様に、保証証書を発注者に寄託することに代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなすこととした。

（第4条（A）、第35条、第36条関係）